

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-11 週休2日推進 工事に要する費用「週休2日推進に 係る諸経費額」 金抜設計書 番号59「週休2日推進 に係る諸経費額」	「週休2日推進に係る諸経費額」の調査基準価格を算出する方法について、共通仮設 費および現場管理費と同様に「週休2日推進に係る諸経費額に10分の9を乗じて得た 額」で算出すると考えてよろしいでしょうか？	積算に関する質問については、お答えできません。
2	調査基準価格の算出方法	調査基準価格の算出方法について、本工事の公告日が令和4年4月26日であるた め、NEXCO東日本ホームページ( <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/</a> )に記載 の「工事における低入札価格調査について」においては、「令和3年7月1日以降から令 和4年6月30日までに入札公告等を行うもの」に、本工事は該当すると考えてよろしいで しょうか？	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書 24-2-5 構造物掘削 特殊部A、B	構造物掘削 特殊部Aおよび特殊部Bで鋼矢板、火打ち、腹起しは他の施工箇所への 転用はしないと考えるとよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
4	工事全般	最近の資材価格の急激な高騰により、工事材料における実際の購入価格(業者見積) と物価資料等の単価に乖離があります。工事受注後に工事請負契約書第26条第5項 (単品スライド条項)に基づき設計変更をする場合、国土交通省が令和4年6月17日に 発出した「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について」 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html">https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html</a> )を準用し、『購入価格が適当と示す証 明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用い て請負代金額を変更することを可とする。』が本工事にも適用されると考えてよろしいで しょうか？	本工事の契約図書は、入札公告(説明書)1-13.(1)に示すとおりです。